

がん等で長期療養中の高校生を対象とした遠隔教育支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県内の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)の生徒に対するテレプレゼンスロボット等を用いた教育支援に関し、必要な事項を定める。

(対象生徒)

第2条 高等学校等の校長は、生徒の実態把握を行い、校内における検討を経て、テレプレゼンスロボット等を用いた教育支援が必要であると判断した生徒を、対象生徒として決定する。

(支援の形態)

第3条 対象生徒が、学校において撮影された授業等を聴講することに加え、教職員や友人等とコミュニケーションを取るためにテレプレゼンスロボット等を貸し出す。

2 テレプレゼンスロボット等の利用に要する費用は、無償とする。ただし、プリンタのインク等の消耗品の交換に係る費用は、対象生徒の負担とする。

(支援の期間)

第4条 支援の期間は、テレプレゼンスロボット等の引き渡しから原則3か月以内とし、延長する場合は、別途協議する。

(借受及び活用)

第5条 高等学校等の校長は、健康増進課からテレプレゼンスロボット等を借り受ける。

2 高等学校等の校長は、全職員の協力のもとにテレプレゼンスロボット等を適切に設置し、活用する。

3 高等学校等の校長は、テレプレゼンスロボット等を用いた支援の開始、終了及び中止についての対応を適切に行う。

4 テレプレゼンスロボット等の貸出について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。